

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
<p style="text-align: center;">後志総合振興局 小樽建設管理部 建設行政室建設行政課</p>	<p>黒松内事業所自家発電設備の賃貸借契約 一式 (1月当たりの単価)</p>	<p style="text-align: center;">令和5年4月3日</p>	<p>岩内郡岩内町字相生80番地1 株式会社 富士電気 表取締役 岩城 直人</p>	<p>月額 237,875 円</p>	<p>当契約は、小樽建設管理部黒松内事業所の非常用発電設備が故障したことに伴い、令和3年11月15日より設置し令和5年3月31日まで借り受けている仮設非常用発電設備の賃貸借契約期間を延長するものである。</p> <p>本契約の目的物は本体設備復旧までの仮設設備であり、代替性のないものであるため、仮設設備の所有者である㈱富士電気を特命随意契約の相手方とする。</p> <p>なお、黒松内事業所の非常用発電設備は、現状、防潮水門監視システムを停電時に運用するために稼働させており、令和5年度において同システムを黒松内事業所から切り離す工事を予定しているため、当該工事の工期までを賃貸借期間とする。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。) 北海道財務規則運用方針「第3節随意契約」関係第1項(2) (契約の目的物が代替性のないものであるとき。)</p>	